# 自己評価報告書

平成23年 5月11日現在

機関番号: 13901

研究種目:若手研究(B)研究期間:2008~2011課題番号:20730045研究課題名(和文)

公務員の職務違反とその刑事責任

研究課題名 (英文)

Criminal Responsibility of Civil Servant for Neglect of Duty

研究代表者

斎藤 彰子 (SAITO Akiko)

名古屋大学・法学研究科・准教授

研究者番号:70334745

研究分野:刑法

科研費の分科・細目:法学・刑事法学

キーワード:不作為、共犯

#### 1. 研究計画の概要

いわゆる薬害エイズ事件旧厚生省ルート 事件を契機に、国家賠償が問題となりうる事 件における、公務員個人の刑事責任のあり方、 とりわけ、公務員個人にいかなる場合に、ま た、いかなる根拠から、不作為責任を基礎づ ける保障人的義務が認められるのかについ て関心が高まっている。もっとも、法益侵害 結果の発生に際して認められる公務員の職 務違反は、不作為に限らず、また、その主観 的態様も様々でありうることから、仮に公務 員個人の保障人的地位を肯定したとしても、 職務違反の態様によって、最終的に公務員の 負う刑事責任の範囲、重さは大きく異なって くる。そこで、問題となりうる事例類型ごと に公務員の刑事責任のあり方を検討し、公務 員個人が刑事責任を負う場合の全容を明ら かにするため、作為犯と競合する不作為犯を どのように評価するか、また、過失犯におけ る正犯と共犯の区別をどのように考えるか について検討する。

#### 2. 研究の進捗状況

公務員の職務違反の不作為を刑法上どのように評価すべきかという課題に取り組むため、まず、作為正犯と競合する公務員の改意の不作為について、その不作為は正犯と評価されるべきか共犯と評価されるべきか共犯と評価されるべきかはを検討する前提として、その区別基準としてを検討する前提として、その区別基準としてから、その区別基準とがしてきるのが、その区別をというる具体的作為の限界をどのように考えるべきか、それは、正犯の場合と共犯の場合とで異なるのか、という観点から、作為

と不作為が競合する場合における不作為の 刑法的評価に関する内外の判例・文献の分 析・検討を行った。ついで、不作為について 正犯・共犯の評価を分ける基準について、作 為義務の相違というメルクマールに限定せ ず、より広い視座の可能性を探究した。我が 国においては、たとえば作為犯と競合する不 作為を原則として幇助とする見解も有力で あるが、ドイツにおける学説状況は様相を異 にしており、これらの比較・分析を通じて、 犯罪のプロトタイプであるところの故意犯 の成否という問題を念頭に置き、主として故 意の不作為犯を検討の対象として、わが国の 理論状況を省察する作業を行い、結果阻止の ために要求される作為が犯罪実現過程に及 ぼす現実的影響の大小により区別するのが 妥当であるとの一応の結論を得た。さらに、 実際上は、犯罪結果の実現に対する公務員の 過失的関与が問題となることが多いことか ら、より実践的な応用領域として、過失犯に ついて検討の対象を広げ、過失犯における正 犯概念、あるいは、正犯と共犯の区別につい ての議論を分析したが、従来は、主として作 為犯を念頭に議論がなされてきたことから、 それが不作為犯にもそのままあてはまるの か、さらなる検討が必要と考えている。

#### 3. 現在までの達成度

②概ね順調に進展している。

### (理由)

上記 2. において記した諸問題については、近年相次いで重要な裁判例が出されており (札幌高判平成 12 年 3 月 16 日、最決平成 20 年 3 月 3 日、最決平成 22 年 5 月 31 日)、そ れぞれ、上記検討結果をふまえて評釈を行い、 その結果を公表し、ないしは公表するための 準備を進めている。

#### 4. 今後の研究の推進方策

当初の計画通り、最終年度である本年度は、 昨年度に引き続き、公務員の過失責任が問題 となる場合を中心に、文献の収集・検討をす すめるが、本年度はとりわけ、同一の結果に つき、過失が認められる者が複数存在する場合における、各人の過失責任の関係、すな 合における、各人の過失責任の関係、する も、過失同時正犯の競合か、それとも、過失 の(広義の)共犯関係が認められるか、そしを 後者の場合における共同正犯と幇助犯・教 犯の区別如何に焦点をあてて検討を進め、同 一の結果につき私人と公務員の両者の過失 が問われる場合における、公務員の過失責任 のあり方を明らかにしたい。

## 5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計2 件)

- ①<u>齊藤彰子</u>「雑踏警備に関しての注意義務 — 明石市花火大会歩道橋事故」『判例セレ クト 2010[I](法学教室 365 号別冊)』 (2011)29-29 頁、査読無し
- ②<u>齊藤彰子</u>「薬害エイズ厚生省事件最高裁決 定」『平成 20 年度重要判例解説』(2009) 172-173 頁、査読無し

〔図書〕(計 2件)

- ①石川友佳子、内海朋子、岡本昌子、金沢真理、亀井源太郎、<u>齊藤彰子</u>、佐藤拓磨、塩谷毅、重井輝忠、杉本一敏、辰井聡子、照沼亮介、豊田兼彦、永井善之、永田憲史、成瀬幸典、東雪見、平山幹子、増井敦、松尾誠紀、水留正流、宮川基、森永真綱、安田拓人、山本雅昭『判例プラクティス刑法 I 総論』(2010)信山社 401-422頁
- ②町野朔、丸山雅夫、山本輝之、辰井聡子、 齊藤彰子、東雪見、安田拓人、長井長信、島 田聡一郎、和田俊憲、橋田久、臼木豊、豊田 兼彦、西村秀二、柑本美和、川本哲郎、水留 正流、鋤本豊博、穴沢大輔、伊藤渉、近藤和 哉、上嶌一高、萩原由美恵、今井猛嘉、林陽 一『プロセス演習刑法』(2009)信山社 17-27 頁